

2019年9月3日

各位

株式会社大戸屋ホールディングス  
株式会社大戸屋

### 当社元従業員による不適切行為事案への対応について

2019年2月16日に発生いたしました当社元従業員による「不適切行為（動画）事案」につきましては、お客様、株主様を始めとする関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、あらためて深くお詫び申し上げます。

当社におきましては、再発防止のため、3月12日に大戸屋ごはん処の国内全店舗（一部店舗を除く）を休業させていただき、「従業員の再教育」と「店舗清掃の徹底」を行いました。また、その後も「お客様の信頼回復が最も大切である」との認識の下、教育の徹底・店舗清掃を継続しております。

これと併せて、当該元従業員に対する法的措置についても顧問弁護士への相談、当該元従業員及び保護者との面談を踏まえ、当社取締役会において継続的に検討してまいりましたが、今般下記のとおりに対応いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### （対応）

- ・当該元従業員に対する法的措置は行わず、和解による解決とする。
- ・和解金は本件行為により使用できなくなった備品代金、弁護士費用等のうちの応分額とする。

##### （本判断に至った理由）

- ・当該元従業員及び保護者と面談を行い、真摯にかつ深く反省をしていると認められたこと。
- ・本事案による当社の営業損失は認められるが、当社経営も従業員教育が万全ではなかったものと認識すべきであり、相応の管理・監督責任を自覚すべきであること。
- ・本事案は、不適切な動画を撮影しSNSにアップするという軽率な行為により、結果として重大な事案となったが、当該元従業員には当社に何らかの損害を与えようという意思や重大な結果を招くことになるという認識は無かったものであり、悪質性が高いとは言えないこと。
- ・当該元従業員は未成年者であり、本人の支払能力を超えるような損害賠償を求めることは当社の経済合理性にも沿わず、また、当該元従業員の今後の健全な成長の足枷となるようなことは、当社の経営理念に鑑み本意ではないこと。

当社におきましては、引き続き信頼回復に向け努力してまいりますので、ご理解下さいますようお願いいたします。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社大戸屋ホールディングス 総務部(濱田)・経営企画部(松岡)

電話：0422-26-2600 FAX：0422-26-2605